

## 知事コメント

(関与取消訴訟に係る最高裁判所の不受理決定について)

沖縄防衛局のサンゴ類特別採捕許可申請2件に対し許可処分をするよう農林水産大臣から受けた是正の指示は違法であるとして、沖縄県がその取消しを求めた関与取消訴訟について、本日、最高裁判所から、25日付けで沖縄県の上告受理申立てを不受理とする決定を行ったとの調書を受領しました。

沖縄県としては、高裁判決について、

- ① 令和5年3月の是正の指示時点における法令違反や要件充足性の審理判断をしなければならないが、この判断を回避し、沖縄県の事務処理が違法であると判断したことに誤りがあること
- ② 関与最小限の原則等からすれば、是正の指示の適法性を判断するためには法令違反要件のみならず公益侵害等要件の充足が必要となるところ、公益侵害等要件を不要としたことは是正の指示の要件解釈に誤りがあること
- ③ 制度趣旨が異なる裁決と是正の指示の併用が行政不服審査法の趣旨にも合致すると判断したが、行政不服審査法の裁決の拘束力と地方自治法の是正の指示の制度趣旨について法令解釈を誤ったものであることから、これを破棄するよう求めておりました。

最高裁判所には、我が国の憲法が司法に託した「法の番人」としての矜持と責任の下、憲法の保障する地方自治の本旨を踏まえ、公平・中立な判断をされることを期待していただけに、今回、司法が何らの具体的判断も示さずに門前払いをしたことは、極めて残念です。

県としましては、代執行訴訟における最高裁判所の不受理決定を受け、本件サンゴ類特別採捕許可申請2件については、審査を開始しているところであり、今回の不受理決定を踏まえ対応してまいります。

令和6年4月26日

沖縄県知事 玉城 デニー